

帯広市子ども医療費特別給付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月1日

帯広市長 上野庸介

帯広市条例第24号

帯広市子ども医療費特別給付金条例の一部を改正する条例

帯広市子ども医療費特別給付金条例（昭和47年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の帯広市子ども医療費特別給付金条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の前に対象者が受けた療養に係る特別給付金の支給については、なお従前の例による。